

令和6年2月定例会

(2024年)

市議会議案
(追加議案)

議案第48号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第48号	吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について	5	5

議案第48号

吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月26日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市市税条例の一部を改正する条例（案）

吹田市市税条例（昭和25年吹田市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第16条の3の2中「附則第4条の4第1項」を「附則第4条の5第1項」に、「前条第1項」を「第16条の3第1項」に改め、同条を第16条の3の3とし、第16条の3の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第16条の3の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた前条第1項第1号に規定する損失の金額として、第16条第9項（第16条の2第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前条第1項の規定を適用することができる。この場合において、これらの規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に関する規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、前条第1項の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち前項の規定の適用を受けた者と生計を一にする政令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受け

（1）

た損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に関する規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第18条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第18条の2第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税における雑損控除の特例を定めるため必要があるので、本案を提出するものです。

